

国の重点支援地方交付金活用事業 「給付型商品券事業」実施要領

1. 目的 「給付型商品券事業」は、エネルギー価格や食料品価格の高騰による国民生活や企業活動への影響を緩和し、地方創生を促進し、家計の負担軽減や中小企業の支援を通じて、消費と生産の悪循環を断ち切り、経済の安定を図ることを目指しています。
2. 主催 上士幌町
3. 共催 上士幌町商工会
4. 加盟店 商工会員及び小規模事業者
5. 対象者 令和8年1月1日時点で上士幌町の住民基本台帳に登録されている方
6. 給付総額 70,170,000円 (15,000円×4,678人) ※11月末時点
7. 給付単位 一人1セット (@500×30枚=15,000円)
8. 発行枚数 140,340枚 ※11月末時点
9. 利用期間 給付日～令和8年5月31日
10. 利用場所 参加希望のあった事業所
11. 給付方法 各世帯へ「ゆうパック」にて送付
12. 商品券換金 商品券を商工会事務局へ持参し、「商品券引換受領書」と交換します。水曜日迄の提出分の送金日は、毎週金曜日に指定口座振り込む事とする。但し、締め日及び送金日が祝祭日の場合には、一部変更がございますので、後日発行する一覧表にてご確認願います。なお、最終換金は6月10日までに商工会へお持ちいただきました商品券を6月12日に振り込むこととし、以後補助金の関係上換金はできません。
13. 制約事項
- ①現金とは交換できない。
 - ②金券(米券・ビール券・図書券・ギフト券・印紙・切手・葉書等)の購入公共料金の支払い、及び売掛金の支払いには利用できない。
 - ③この商品券は、町が実施する補助金などの対象事業に係る支払いには使用できません。
(例：省エネ家電買換え促進事業等)
 - ④利用期間の期限を過ぎての利用はできない。
 - ⑤釣銭は出さない。
 - ⑥盗難・紛失又は、滅失等いかなる場合でもその責を負わない。
 - ⑦発行者印・発行番号の無いものは無効である。
14. その他
- ①商品券の二次使用は禁止する。
 - ②各加盟店での除外商品は店頭に表示すること。